

平成22年度練馬まちづくりセンターインターンシップ（就業体験）募集案内

練馬まちづくりセンターでは、学生のみなさんにまちづくりセンターでの就業体験の機会を提供し、職業意識の向上やまちづくりセンターに対する理解を深めていただくことを目的として、インターンシップを実施します。参加を希望する方は、在籍する大学等を通じて応募してください。

区 分	内 容
1 対 象 者	以下の要件をすべて満たす方が参加できます。 1 大学2年生・3年生、大学院1年生及び高等専門学校専攻科1年生の学生 2 練馬まちづくりセンターに関心があり、まちづくりセンターのインターンシップにおける実習に積極的に取り組む意思のある方 3 まちづくりセンター職員のサービス規程を遵守できる方
2 募 集 人 数	3名程度。ただし、同時に2名以上の受入れは行いません。
3 実 習 期 間	7月から9月の原則として土曜・日曜・祝日を除く2週間 ※イベント等開催などで、休日や夜間に従事していただく場合があります。
4 実 習 時 間	原則として、午前8時30分から午後5時15分まで
5 実 習 内 容	まちづくりセンターの普及啓発事業およびまちづくり活動支援事業など、まちづくりセンター職員が従事する業務。まちづくりセンターの事業内容は、ホームページ(http://nerimachi.jp/)をご覧ください。
6 実 習 場 所	練馬まちづくりセンター（東京都練馬区豊玉北5-29-8練馬センタービル3階） * 西武鉄道・都営地下鉄大江戸線 練馬駅から徒歩5分
7 身 分 等	実習生は各学校の学生としての身分を有するものとします。実習にあたっては、事前に誓約書を提出していただくほか、(財)練馬区都市整備公社就業規則を準用し、まちづくりセンター職員の指示にしたがい職務に専念していただきます。
8 報 酬 等	報酬、手当等その他一切の金品は支給しません。交通費、食費等の経費も自己負担していただきます。
9 災 害 補 償	学校および実習生の責任において対応していただきます。 ※ 実習生は学校側の負担により傷害保険および賠償責任保険に加入してください。
10 損 害 賠 償	実習生が賠償責任を負います(故意または重過失の場合)。 ※ まちづくりセンターは一切の責任を負いません。
11 応 募 書 類	1 実習申込書(各学校所定の書式。書式が無い場合はお問合せください) 2 インターンシップ希望調書(ダウンロードし手書き記載) 以上2点を学校にて取りまとめのうえ、下記申込先まで郵送してください。
12 申 込 期 限	先着順に受付を行います。在籍する学校を通じて、お申込ください。 平成22年7月30日(金)必着 とします。
13 受入の決定	応募書類を元に受入れ可否を決定のうえ、学校担当者にお知らせします。 受入れにあたっては、学校と当公社の間でインターンシップの実施に関する協定を締結します。
14 申 込 先	(財)練馬区都市整備公社 練馬まちづくりセンター 〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-29-8 練馬センタービル3階 電話 03-3993-5451(直通) E-mail: machi@nerimachi.jp
15 個人情報の取扱	お預かりした個人情報は、法令等に定めのある場合を除き、本人の同意なくインターンシップ運営の目的以外には使用しません。また、法令等に定めのある場合を除き、個人情報を本人の同意なく第三者に提供しません。なお、ご提出いただいた個人情報は厳正に管理し、インターンシップ運営上保有の必要がなくなった時点で速やかに破棄します。